

## 添付書類

### 【区分Aの世帯】

- (1) 生活保護受給証明書

### 【区分B～Eの世帯で、以下に該当する場合】

- (1) 平成31年1月2日以降に小田原市に転入された方  
以前住んでいた市町村で発行された令和元年度市町村民税が記載された書類  
(例：市町村民税の納税通知書、住民税課税(非課税)証明書など)
- (2) 海外赴任等により日本で市民税が発生しない方  
会社が発行する平成30年中の給与支払額が分かる書類
- (3) 婚姻歴のないひとり親の方  
「小田原市寡婦(夫)控除適用証明書」(子育て政策課にて申請)

### 【区分B、Cに該当する世帯で以下に該当する場合】

- (1) 保護者と別の世帯に子どもの住民登録がある方  
源泉徴収票または確定申告書の扶養者が記載されたページの写し、かつ戸籍謄本の写し
- (2) ひとり親世帯の方
  - ①児童扶養手当の写し、②戸籍謄本の写し、③家庭裁判所発行の離婚調停書類など離婚協議中であることが確認できる書類、のうちいずれか1つ
- (3) 在宅障がい児(者)のいる世帯の方
  - ①身体障害者手帳の写し、②療育手帳の写し、③精神障害者保健福祉手帳の写し、④特別児童扶養手当証の写し、⑤障害基礎年金等の受給者証の写しうちいずれか1つ。

〈注1〉市町村民税の課税額は、対象幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母等の課税額の合算額になります。父母以外に家計を支えている人(祖父母・おじ・おば等)がいる場合は、その課税額も合算されます。

〈注2〉税が未申告や申告遅延により、期限までに税額が確定していない場合は、補助対象外となります。ご注意ください。

〈注3〉市民税は住宅ローン控除の適用前を基準とします。

〈注4〉地方税法における寡婦(夫)控除が適用されない婚姻歴のないひとり親世帯のかたは、子育て政策課から発行される証明書を提出してください。寡婦(夫)控除があったものとみなして計算します。

〈注5〉補助金額については、幼稚園に4月から9月の間に納めた入園料・保育料が補助限度額を下回るときは、納めた金額が補助限度額となります。なお、入園料については、月額換算し、4月から9月までの利用月数を対象としています。